

3-2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

- A 群・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- B 群・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B 群・国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性
- A 群・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮
- C 群・社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況
- A 群・カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合
- A 群・高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況
- A 群・高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性
- A 群・高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定
- A 群・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- A 群・学生に対する履修指導の適切性
- B 群・指導教員による個別的な研究指導の充実度

1) 教育課程・カリキュラムの基本方針

本学の2つの専門職大学院、既存の大学院及び学部の教育と本会計専門職大学院の教育とを有機的に結びつけることにより、より効果的な教育をめざしている。これにより、公認会計士、外国公認会計士等多くの会計プロフェッションを輩出し、本学の会計教育が社会の中で重要な地位を形成することを目標とする。また、世界的な会計基準の統一化に伴う教育の国際化に対応することが必

要になる中で、本学の教育理念の1つである「国際人の養成」に従った国際的な会計教育を行う。すなわち国際会計士連盟（IFAC）の職業会計士教育国際基準（IES）を充足した会計の上級教育プログラムによるカリキュラムを構築する。

2) 教育理念の具体化

i) プロフェッション水準の具体化

本研究科は単に形式を満たすだけの大学院ではなく、授業カリキュラム、授業内容、担当教員及び教育施設等について、第三者評価に耐えうるものとする。第三者評価に先立って「自己点検・評価委員会」のほか、外部の有力な教育者等に参加を依頼して評価の検証を行う「評価委員会」を設置し、外部性を強める予定である。本研究科はこのような社会的要請に応える体制を保持した教育内容の水準とするため、**会計の基幹科目である簿記、財務会計、管理会計及び監査の基本、発展科目に39科目を配置し、人的資源を投入したカリキュラムを構築している。**また、会計プロフェッション必須の素養である計数感覚を磨くために、課外で簿記、原価計算、法人税法などの特別講習も実施している。

ii) 「職業倫理」の育成を強調する教育の具体化

青山学院の教育方針は、青山学院の教育を受けた者が、社会において真摯に奉仕する姿を期待するものであるから、本研究科も、「公共の利益」を保護する役割を担った会計プロフェッションを養成する高等教育機関でなければならない。そのために職業倫理科目を設置すると同時に各科目について倫理に関する基本原則とされる誠実性、目的性、専門家としての能力と注意力及び信頼性を認識し学べるよう個々の授業計画に配慮がなされている。

iii) 既存学部・研究科教育との相乗効果

本研究科は**シナジー（相乗）効果**を期待している。すなわち、会計基本科目及び会計関連科目を中核に、経営学（諸種のマネジメント論）、経済学（マクロ・ミクロ経済学）、法学（とくに企業法）、IT関連知識等の学際的な学問、さらにはコミュニケーション、プレゼンテーション、ディベート等能力開発系の教育カリキュラムを設定することにより、関連する学部、大学院教育にも相乗効果をもたらしている。また将来、専門職大学院間の共通プログラムを設定できるよう体系的に科目を配置している。

iv) 国際的感覚を備えた専門職業人養成の具体化

わが国の大学及び大学院教育においては、国際的な感覚と問題意識を備えた真の意味での会計プロフェッションの養成が必ずしも充分ではない。このことは、わが国の会計及び監査制度の活性化に貢献できていないという深刻な問題ももたらしている。

本学の特色の1つである国際的・グローバルな視野をもった教育を実施して、国際的に活躍できる公認会計士の育成をめざすことが可能となる。本学の伝統が築き上げたすなわち伝統ある英語教育や国際関係教育を生かし、国際性、実務性の高い会計専門職を養成することが基本的な教育目的である。そこで本研究科においては国際的な会計、監査の動向を修得し、英文会計、ITガバナンス等**国際的に活躍した会計実務家を任用したカリキュラムを配置している。**さらに、米国公認会計士試験レベルの授業の他、**課外では米国公認会計士試験のための講習を実施**している。

v) 将来の進路支援の具体化

本研究科の修了者は公認会計士資格取得のための学習を続ける者、税理士、外国公認会計士等の他の会計プロフェッション資格の取得のために努力する者あるいは一般企業や公的部門に会計専門家として勤務する者等多様な進路が想定される。

本研究科ではこれらに対応するための進路指導や学習指導の場を設けている。専任教員が個別

に対応できる体制として、**アドバイザーグループとしての機能をも有する少人数制演習科目の設置**と本研究科専用棟の教員研究室のフロアに個別面談室を設置している。なお、研究科長を補佐する教務主任3名の内1名が進路指導担当教務主任となっている。

3) 教育課程及びカリキュラムの特色

i) 理論と実務の融合による会計プロフェッション教育

本研究科は体系的な会計教育を行う場であり、会計理論を十分に認識しその認識した会計上の留意点を会計実務に適用し、会計の認識と測定の手続をめぐる会計判断が的確にかつ合理的に行える高度の資質を教育している。カリキュラム、とくに基幹科目である財務会計、管理会計、監査、企業法、租税法においては、**研究教員と実務家教員を発展科目と実践科目に適切に配置**している。すなわち、これによって**実務的な問題提起能力、理論的思考能力及び批判的分析能力を身につけさせている。**

ii) 会計プロフェッションとしての職業倫理の自覚と企業倫理

会計教育において重要なのは会計不信及び監査不信からの脱却を意図する会計プロフェッションの資質の高度化であり、その中心は職業倫理の高揚である。**職業倫理の確固たる確立とその認識かつ倫理的ジレンマの自覚**ができてこそはじめて会計プロフェッションの社会的立場は確立され社会的期待に合うものとなる。

iii) 個別領域の会計倫理教育

基本的な職業倫理教育に加えて、会計プロフェッションが直面するであろう**会計業務に関する倫理教育**を行っている。とくに基幹となる証券取引法監査及び公認会計士監査に関する会計ならびに監査の諸問題について事例分析を含め、とくに**専任の教員がオムニバス方式で行う会計倫理科目を設置**している。また、各科目の設定においては各教科に倫理的側面からのアプローチをシラバスに取り入れ、かつ企業側の倫理性についても科目を設定して対応している。

iv) 会計プロフェッションの国際性の観点

最近では会計のコンバージェンスが強調されており、会計プロフェッションにとって国際的な会計基準や会計動向の把握や適用が必要となってくる。カリキュラムにおいても国際的なスタンダードになりつつある国際会計士連盟の「職業会計士教育国際基準」との合致及び会計に関する英語教育を研究者と国際的な会計実務家によって行うための科目を設定している。

v) 会計プロフェッションのための包括的なカリキュラム

会計プロフェッションとして必要な会計分野に関する包括的、精選的な質の高い教育を提供するために、会計に関する理論的、実務的に必要と考えられる科目を多様かつ広範囲に体系的に配置している。

vi) 会計プロフェッションに不可欠の基本科目

会計プロフェッションとしての基本科目のうち主要な科目は必修科目としている。とりわけ、会計の基礎的知識修得のために、財務会計、管理会計及び監査については集中的に基本科目を配置し、職業倫理を必修科目としている。また関連科目についても基本科目を配置しており、IFACのいう3つの主要な分野、すなわち会計、ファイナンス及びその関連、企業等の組織及びビジネス、IT関連について修得させるカリキュラムになっている。

vii) 会計プロフェッションとしての実務活動業務のための発展科目

発展科目は基本科目の取得後、直ちにその応用知識の体系を学ぶための科目である。発展科目により、会計及び監査等業務を実施する際の判断能力の基礎となる領域を中心に、各個別項目の理論的根拠、法規的根拠を基に取引実態を把握し、会計基準等の諸基準を適用し処理できる高度

な実践的能力を涵養する。それゆえ、発展科目には会計科目を集中的に23科目配置している。職業倫理のみならず、社会的重要性が指摘されている企業経営者側のガバナンス機能を含む企業倫理の確立に対応する科目配置がなされている。

また、財務情報及び経営管理情報の処理、作業のためのITシステムについての包括的学習が必要であり、このために「IT関連Ⅰ（財務諸表と経営情報システム）」及び「IT関連Ⅱ（企画・開発・セキュリティ業務）」等の科目を配置している。

viii) 会計プロフェッションとしての多様な実務能力を高める実践科目

本研究科は公認会計士養成を中心とした広義の教育を目標としており、そこには多様な業務活動と業務の拡大傾向が考えられる。それゆえ、営利企業のみならず公的部門等のパブリック・セクターにおける公会計業務や、会計基準を中心とした財務会計業務のほか、経営管理的会計業務または国際的な会計、監査及び税務業務に関わるケースに対応できる、より高度で深度のある教育を行うカリキュラムを設定している。また、会計プロフェッションとしての責任範囲の問題などからトラブルの発生も予想されるので、クライアントの経営環境を十分に把握する能力や法律的な知識が必要とされる。このトラブル発生の要因やその対応の知識を学べるよう企業法系、経営系、経済系についても実務的なカリキュラム構成を行っている。

ix) 会計プロフェッションとしての総合的な判断対応能力の教育

会計プロフェッションは多種多様な会計問題を認識し解決しなければならない。すなわち疑問を抱く精神を常に保持し続け、これに理解力、適用力、分析力及び評価力を付加するような教育プログラムの設定が必要である。そのために、講義だけでなく演習（ゼミナール）形式によるゼミ担当教員の指導のもとで発表し議論しながら他のゼミナリス滕の意見や論点等を共に研究、学習することが必要であると考え、**2年間にわたり少人数制(数名)の演習科目を設置**している。論点の設定、アプローチ方法、資料の収集、結論への導き方等が指導され、個人及び社会的な価値観の異同、問題提起に対する判断プロセスの理解そして価値判断を行う経験が習得できる。

x) 会計プロフェッションとしての高度の表現能力の必要性

会計プロフェッションは高度な会計、監査、経営、法規的諸問題に対する回答が求められる。その回答表現は口頭の場合も文書の場合もあるが、口頭による表現能力向上のために「経営戦略」（ビジネスコミュニケーション）等の授業を配置している。また、責任を明確にするために文書による回答を求められる場合が多いが、文章表現を的確で正確、かつ説得力あるものとするためには、会計の専門的知識を駆使して高度な質の高い文章表現をもって効果的なコミュニケーションが可能でなければならない。そのためのカリキュラムが**特定課題研究**である。指導教員のもと、**一定の課題について論文構成、論点の表現の仕方や実際の文章表現方法を学ぶ。**

xi) 少人数教育

本研究科においては、講義、演習、事例研究、特定課題研究及び研究指導の科目が設定されているが、極力少人数教育を実施している。**講義科目でも最大受講者数を原則として50人に抑えている。**演習では専任教員16名が1ゼミ当り数名の学生（標準6名）に対して個別指導を行う体制としている。2年間という短期間の集中的な専門的及び高水準教育体制にとっては必要な教育方法であると考えている。演習、研究指導、特定課題研究は必修ではないが、履修上の教育要件として演習、特定課題研究の履修指導を強化する。

xii) エクスターンシップの設定

会計プロフェッション教育の1つの柱は会計現場での迅速かつ正確な処理能力を身につけさせることである。もちろん資格取得後、実際に業務に就いて体験をすることになるが、教育の目標

は理論と実務を修得した会計専門家であるから、**在学中に業務現場体験としてのエクスターンシップを集中授業として履修**させる。エクスターンシップは、本学の卒業生で組織される「青学会計人クラブ」メンバーを中心とした監査法人及び個人の公認会計士または税理士事務所で行う。

この授業を有効に実施するために実務家専任教員を委員長とする運営委員会を設置し、エクスターンシップ先のマニュアルと学生用のマニュアルを作成している。これらの教育環境によって学生は実務経験を受け、会計の実態を理解し、理論と実践活動の関連づけが可能となり実務面から現実的な職務遂行の機会をもてることとなる。

xiii) その他

以上の特色を具体化するために、教員と学生のコミュニケーションやガイダンス、とくに個別的な面談や指導を大切にしている。本研究科専用棟には学生用の学習室をはじめ、教室、演習室、合同研究室、図書資料室及び教員研究室が設けられているが、談話スペースの配慮と共に、とくに教員研究室のフロアーに相談室（面談室）を設けている。さらに学生のためのガイダンスの運用、とくに会計プロフェッション教育の中心となる理論と実務の融合化のためには、研究者教員と実務家教員の異質性と同質性を種々の形で学生に自覚させる必要があり、**外部から会計の有識者を招いての講演とディスカッション「会計サミット」を実施し、研究界と実務界との交流を深めている**。また、会計プロフェッション研究学会（研究科内に設置）では機関誌を発行し、学問的に教員と学生を結びつけている。

かくして、本研究科のカリキュラム体系は**会計に関する理論領域と実務領域の融合に留意し、会計プロフェッションとしての能力向上をめざしている**。

4) カリキュラム構成の基本的枠組み（開設科目群・単位数）

i) 必修科目 16単位

下記の分野（系）の指定基本科目（必修科目）を16単位必修

- ・財務会計系 6単位
- ・管理会計系 4単位
- ・監査系 6単位

ii) 選択必修 16単位

下記の分野（系）の基本科目及び発展科目（選択必修科目）の中から16単位以上を選択必修

- ・財務会計系 6単位
- ・管理会計系 4単位
- ・監査系 6単位

iii) 選択科目 18単位または10単位

基本科目、発展科目、実践科目、課題研究、その他（エクスターンシップまたは会計倫理）の中から18単位以上を選択。

研究指導（選択必修8単位）を履修した者は、10単位以上を選択。

iv) 履修上限単位 34単位

合計50単位以上が修了要件であるが履修科目登録は、年間34単位を上限とする。

上限単位の設定は、単位制の主旨から、予習、復習などの授業外準備時間の確保が主眼であるが、1年次に可能な限り必要な単位数を取得し、2年次は公認会計士試験対策ということも予測されるので、これを防止する意味も含まれている。

v) 演習（ゼミナール）

必修ではないが、原則として専任教員が担当する演習を履修し、担当教員より学習指導を受け

るものとする。1 演習あたりの院生数は、1 学年6名を標準とする。

vi) 特定課題研究

会計プロフェッションとしての文書、論文作成能力を養うために、特定課題研究論文指導を行い、単位を認定する。

会計プロフェッションとしての文章表現能力を養うために担当教員から指導を受け、特定課題研究論文を作成する。必修要件ではないが、単位取得のためには口頭試問に合格しなければならない。

なお、特定課題研究の教育内容や水準の確保のために、FD委員会のもとに設置する教材開発作業部会がガイドラインの作成を行う。

vii) 研究指導

本研究科修了後、他の研究科博士後期課程に進学する場合や税理士等資格取得のために修士論文が必要な学生には、修士論文作成のための研究指導を行う。

税理士法「学位による試験科目免除」における免除要件は「専門職学位取得に係る研究が税法に属する科目等または会計学に属する科目等であるとの国税審議会の認定を必要とする。なお、『学位取得に係る研究』とは、学位論文の作成に当たって、指導教授から必要な研究指導を受けた上、当該専門職大学院が行う学位論文の審査及び試験に合格することならびに研究指導が『必修』または『選択必修』として修了要件であること。」等と規定されている。本研究科は、研究指導8単位（「研究指導Ⅰ」、「研究指導Ⅱ」各4単位）を履修した場合、選択必修として修了要件に含める。なお、専門職学位課程における修士論文については、「専門職大学院学位規則」に規定している。

B群・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

B群・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

A群・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A群・シラバスの適切性

B群・学生による授業評価の導入状況

1) 成績評価基準及び進級・修了基準

i) 成績評価基準

成績は、ペーパーテストまたは口述試験の結果、課題レポートの評価、出欠の程度及び受講中の授業への関与度の各項目の評価に基づいて、各科目担当者が行う。

ただし、基本科目については、受講者の基礎知識修得の有無及び程度に関するペーパーテストの結果を重視する。なお、成績評価における各項目の比重は、あらかじめシラバスに明示してある。ペーパーテストまたは口述試験での設問内容及び配点は、試験後に公表する。

成績は100点を満点とし、60点以上を合格とする。

成績評価は目安として、AA（90点から100点まで）及びA（80点から89点まで）を全受講者の30%、B（70点から79点まで）を40%、C（60点から69点まで）を残り30%とする。XX（不合格）については、当然にありうるものの、とくに%を設定しない。なお、受講者数の少ない科目

については、上記一般的基準を原則とするものの、弾力的に運用する。

ii) 進級・修了基準

学年進級判定及び修了判定についての基本的指針は次の通りである。

イ) 教授会のもとに設置する教務委員会が、進級及び修了の判定を行う。教授会はその判定に基づき議決するものとする。教務委員会は、必要と認めたときは科目担当者に対して、成績評価についての詳しい資料の提出を求めることができるとともに、なんらかの是正措置を講じるよう要請することができる。

ロ) 進級は、以下の基準により判定する。

1年次に14単位以上を修得していない場合は2年次への進級を不可とする。

本研究科における授業科目の編成上、基本科目の履修がその後の発展科目及び実践科目の履修の前提となり、1年次に、この程度の基本科目または発展科目を履修しておくことが、効果的な学習のために不可欠と考えられるからである。

2) 授業時間、履修指導、授業方法の工夫

i) 授業時間

授業時間は1時限90分、月曜日から土曜日まで開講する。高度で専門的な職業能力は、一朝一夕に養成できるものではなく、段階を追って身に付けてゆく必要がある。段階を追った効果的な学習が可能となるように学期制を導入する。夜間時間帯の授業や夜間主コースは設けないが、学生の選択肢を広げるため、土曜日を除き、月曜日から金曜日まで6時限（18:30授業開始）、7時限（20:10授業開始）を設置している。

本研究科の開講時間帯

時限	時間	月	火	水	木	金	土
I	9:00-10:30	○	○	○	○	○	○
II	11:00-12:30	○	○	○	○	○	○
III	13:10-14:40	○	○	○	○	○	○
IV	14:45-16:15	○	○	○	○	○	○
V	16:20-17:50	○	○	○	○	○	○
VI	18:30-20:00	○	○	○	○	○	
VII	20:10-21:40	○	○	○	○	○	

ii) 授業日数・単位計算の方法

半期（前期または後期）の各科目について、15回の講義または演習時間を確保している。

週1コマ（90分）の講義または演習15回（定期試験を除く）をもって、2単位とする。

iii) コース制の履修指導

履修の目的をより効果的に達成するために学生にコース選択を行い、当該コースに必要な科目を集中的に履修するよう指導している。コースとしては、**公認会計士コース、税理士コース、企業内CFOコース、パブリックセクターCAOコース**があり、それぞれ履修モデルを明示している。

iv) 授業方法の工夫

授業は、講義、演習、事例研究、特定課題研究、現地調査等の方法の中から、それぞれの科目にふさわしい教育方法で行っている。授業は、一方的な講義ではなく、教員と学生間、学生相互間で活発な質疑応答や討論を行うことが可能な規模で行っている（原則として50人以下）。授業の

性格によっては、複数の教員が共同して担当する方法もとっている。また、電子メール等を活用し、授業時間外でも、随時質疑応答が可能になっている。

v) 教材開発、シラバスの作成

FD委員会の下に教材開発作業部会を設け、カリキュラム開発と授業科目に相応した教材を開発すべく努力を続けている。シラバスは各科目ごとに毎回の授業ごとに授業内容を明示し、授業はシラバスに沿って進められている。

vi) 学生による授業評価（授業評価の内容）

学生による評価は、授業の内容自体の難易度等、その内容の伝達手段、方法に関して、教材の適切さ、伝達手段の適切さ（板書、プリント、OHP、ビデオ、パワーポイントの使用等）、教員自身に関して、熱意の有無、知的関心を持たせる内容であったか、等について行っている。なお、評価用紙には自由記入欄を設けて学生の自由な意見を吸い上げ、形式的にならないように配慮している。この自由記入欄も担当教員にフィードバックしている。評価項目の決定等は、自己点検・評価委員会が行っている。評価はすべての科目で前期、後期に実施している。集計、統計処理の結果は各教員にフィードバックしている。授業評価の結果は掲示で学生にフィードバックしている。

B群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

会計プロフェッション教育の充実のために、他大学・他大学院等との連携を図ることを検討中である。

- ・法務研究科、国際マネジメント研究科、経営学研究科、経済学研究科との連携
- ・他大学院との必要に応じた単位互換
- ・海外提携大学の大学院との国際交流による学位取得や単位互換等のプログラム
- ・海外の公認会計士資格を取得するために海外提携大学との単位互換
- ・国内外からの招聘教員による集中講義

なお、他の大学院にて履修した授業科目及び外国の大学院に留学した授業科目を本研究科で履修したものとみなす単位数は18単位以内としている。

A群・修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

B群・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

B群・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

本章 IV. 専門職大学院の取組

i) 修了の判定基準

修了に必要な単位数、50単位以上を満たしかつこのほかに平均成績基準を満たした者を対象として、教務委員会において厳格に判定する。

ii) 再履修及びその成績結果の表記

ここでいう再履修とは、既に合格の成績評価を得ている科目について、さらによい成績をめざす者にその道を開いておく制度である。AA評価科目を除き、すべての科目について1回だけ認める。この場合の成績記録はいずれかよい方とする。なお、これは、不合格の科目についての再履修回数を1回に制限するものではない。